

議案第9号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、知事指定薬物の広告を行うこと。
- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含む、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 知事指定薬物の広告を行うこと。
- (4) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含む、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。

(5)・(6) 略

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定により立入調査、質問又は収去を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

(警告)

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反した者に対し、これらの規定に違反する行為（以下

(5)・(6) 略

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為若しくは薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

(警告)

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者に対し、当該禁止行為

「禁止行為」という。)を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

を行わないよう警告を発することができる。

2・3 略

第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。